

中間前金払制度の導入について

栗原市では、建設業者の資金調達の改善を図ることを目的に、当初の前払金に追加して前払金を支払うことができる「中間前金払制度」を導入します。

記

1 対象工事

栗原市が発注する工事で、請負代金額が500万円以上の工事。

2 対象となる契約

下記のすべての要件を満たすもの。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の額

請負代金額の10分の2を超えない範囲内で、かつ、前払金との合計額が請負代金の10分の6（東日本大震災による特例により、当分の間は10分の7）を超えない範囲内（10万円未満切捨て）。

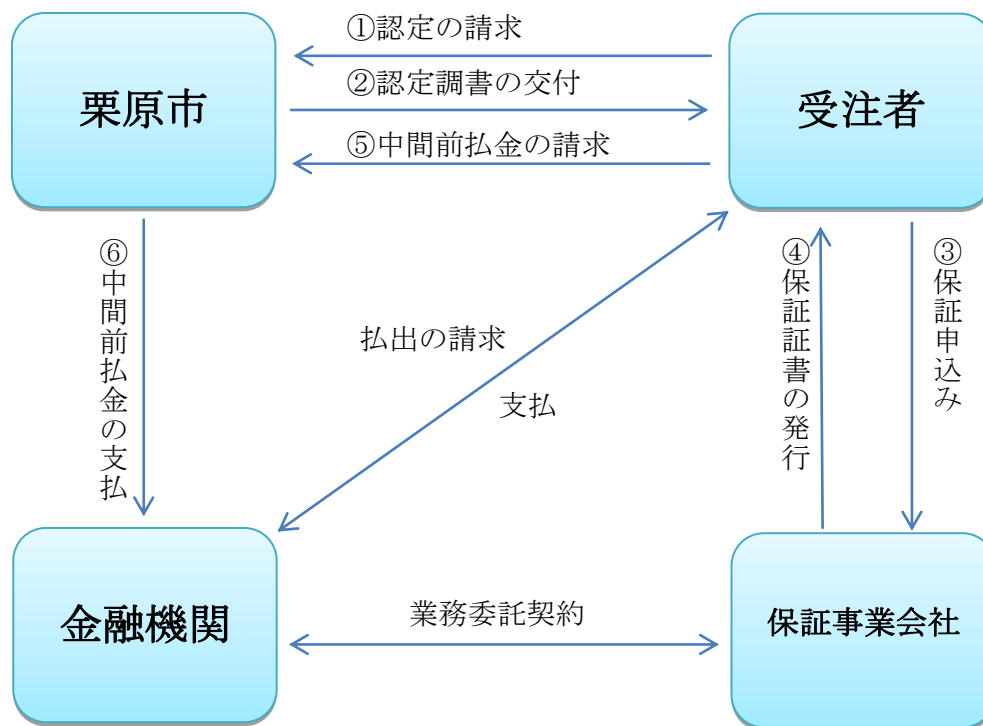
4 中間前払金の使途

前払金と同様に中間前払金に関する保証契約に定める範囲内で当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

5 中間前金払と部分払

受注者は中間前金払後の部分払の請求が可能です。ただし、部分払後は、中間前金払の請求を行うことはできません。

6 中間前金払に係る手続の流れ



① 認定の請求

受注者が中間前払金を請求しようとするときは、発注者（工事発注課）に対して、中間前金払認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（様式第2号）を提出し、認定請求を行う。

② 認定調書の交付

発注者（工事発注課）は受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、速やか（原則7日以内）に中間前金払の支払い要件を満たしているか調査（原則として、「工事履行報告書（様式第2号）」による書面確認とし、現地確認は行わない。）を行い、その結果、支払い要件を満たしている場合は、中間前金払認定調書（様式第3号）を受注者に交付する。

③ 保証申込み

受注者は、中間前金払認定調書を添えて公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行う。

④ 保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金の保証証書の発行を依頼する。

⑤中間前払金の請求

受注者は保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、中間前払金請求書（様式第4号）に当該保証証書（原本）を添えて発注者（工事発注課）に提出する。

⑥中間前払金の支払

発注者（工事発注課）は受注者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行う。

7 施行日

平成25年11月1日以降に入札公告又は指名通知する契約から適用する。